

[事案 24-91] 転換契約無効確認請求

・平成 25 年 2 月 25 日 和解成立

※本事案の申立人は[事案 24-91]の子供である。

<事案の概要>

転換の際、募集人より説明を受けていないとして、転換契約の無効と既払込保険料の返還を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立契約 1 から申立契約 2 への転換およびその後申立契約 2 の保障見直しがなされたが、転換及び保障見直しに際し、募集人より説明を受けていないので、申立契約 1 に復旧し申立契約 2 の既払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書類一式の署名捺印が申立人自身のものとみられ、申立人は契約締結の意思を有していた。また、申込書類一式の様式・記載内容は、契約内容を把握するに十分なものであり、転換当時申立人が未成年であったことからすれば母親に説明がなされた時点で説明責任は果たされたと言え、申立人は母親と同居していたことから説明内容は申立人に伝達される状況にあった。
- (2) 事後的には契約締結について追認されていた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人および申立人とその両親、募集人からの事情聴取の内容にもとづき、審理した結果、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

- (1) 申立契約 1 は、契約者を申立人の父親、被保険者を申立人として、平成 9 年に締結された。
- (2) 平成 19 年に申立契約 1 の契約者は申立人へ変更されたが、名義変更請求書の署名、記入は、申立人の母親が行った。
- (3) 平成 19 年に申立契約 1 から申立契約 2 に転換する申込みがなされたが、募集人は、申立人には無面接で、転換の説明は申立人の母親に行った。申立人は、面接士に会い、告知書を自ら記入して申込書にも自署捺印した。
- (4) その後、平成 23 年に、申立契約 2 の保障見直しがなされたが、募集人は、申立人には無面接で、保障見直しの説明は母親に行った。保障見直し申込書には、申立人が自署捺印した。

2. 本件転換の効力について

- (1) 申立人の主張は、転換の意思がなかったことを根拠とする無効の主張と解されるが、申立人は、保険については親に任せていたこと、転換の際の申立契約 2 の申込書も母親に言われて自署捺印したことを陳述している。そうすると、申立人は、母親に保険契約の内容の判断を委ねていたものといえるので、申立人が転換の内容について説明を受けていなかったとしても、転換の意思がなかったとはいえず、転換は有効といえる。

なお、保障見直しも、転換と同様といえるので、有効に成立しているといえる。

(2) よって、申立契約1の復旧と申立契約2の既払保険料の返還を求める申立人の主張は認められない。

3. 和解について

当審査会の判断は以上のおりだが、転換時および保障見直し時に募集人が申立人に面談し説明をしていないことから、苦情対応段階で保険会社が行った和解提案を骨子とする和解が相当と判断する。